

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和元年度第2回松阪市国民健康保険運営協議会
2. 開 催 日 時	令和2年2月13日（木） 午後1時30分～午後2時05分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	<p>（委員）◎小林昭彦、奥井 昇、濱田迪夫、佐藤亜紀、鈴木和美、村阪千恵子、森田和男、鮎田裕之、長島喜久雄、森 博、長野憲照、三宅 博、小泉貴美子、小阪久実子、岩崎静江、嶋本英世（◎会長）</p> <p>（事務局）松名瀬弘己税務担当理事、西田吉輝収納課長、小山 誠健康福祉部長、中野恵美子健康づくり課保健予防担当主幹、中川幸美嬉野地域振興局地域住民課長、田口靖子三雲地域振興局地域住民課長、達 好美飯南地域振興局地域住民課長、松葉智子飯高地域振興局地域住民課長、北村充保険年金課長、長谷川欽也国民健康保険税賦課担当主幹、三木 敦国民健康保険担当主幹、逢坂佳織国民健康保険係長</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 国民健康保険係</p> <p>TFL 0598-53-4043</p> <p>FAX 0598-29-9113</p> <p>e-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

協議事項

議 題

- （1）令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- （2）国民健康保険税条例改正について
- （3）特定健康診査について
 - ・令和元年度経過報告について
 - ・令和元年度実施計画について
- （4）データヘルス計画の取組状況について
- （5）その他

議事録

令和元年度 第2回松阪市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和2年2月13日(木)
午後1時30分～2時05分
場所 議会棟 第3・第4委員会室

○出席した委員(14名) 敬称略

小林昭彦、奥井 昇、濱田迪夫、佐藤亜紀、鈴木和美、村阪千恵子、森田和男、
鮎田裕之、長島喜久雄、森 博、長野憲照、三宅 博、小泉貴美子、
小阪久実子、岩崎静江、嶋本英世

○議事進行のため出席した職員

山路茂副市長、松名瀬弘己税務担当理事、西田吉輝収納課長、小山 誠健康福祉部長、中野恵美子健康づくり課保健予防担当主幹、中川幸美嬉野地域振興局地域住民課長、田口靖子三雲地域振興局地域住民課長、達 好美飯南地域振興局地域住民課長、松葉智子飯高地域振興局地域住民課長、北村 充保険年金課長、長谷川欽也国民健康保険税賦課担当主幹、三木 敦国民健康保険担当主幹、逢坂佳織国民健康保険係長

○協議事項

議題

- (1) 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について
- (2) 国民健康保険税条例改正について
- (3) 特定健康診査について
 - ・令和元年度経過報告について
 - ・令和元年度実施計画について
- (4) データヘルス計画の取組状況について
- (5) その他

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第2回松阪市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、櫻井正樹委員から欠席のご報告をいただいておりますので、ご了承ください。

次に、委員の皆様方のお手元に委員名簿と本日の議題の3つ目になります、資料3の1、令和元年度 特定健康診査受診結果、速報2月6日現在のものを改

めて配付をさせていただきました。

令和元年度の受診券の配布対象者が 26,793 人から 27,189 人に修正をさせていただきました。その結果、受診率は 39.3%から 38.7%に修正をさせていただきましたので、ご了承願います。差し替えをお願いいたします。

それではあらためまして開会にあたりまして、保険者を代表致しまして、山路副市長よりご挨拶申し上げます。

(副市長)

本日はお忙しい中、国保運営協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

また、平素から市の行政運営につきましては、多大なご尽力をいただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

この頃は新型コロナウイルスのニュースばかりであります。少し前にも中国で亡くなった方が 1,000 人を超えたということでしたが、現在は 1,300 人を超えておるようです。どこまで感染が広がっていくか非常に心配するところですが、少し前にアメリカではインフルエンザで亡くなった方が 1 万人を超えたニュースがあり驚きましたが、調べてみますと日本でも関連死を含めると多いときは 1 万人の方が亡くなっておるといふことでありまして、新型のコロナウイルスだけではなく、インフルエンザも改めて怖いものであると実感しました。新型コロナウイルスのニュースが報道される関係もあり、マスク着用や手洗いなど市民の方も気を付けていただいていると思いますので、ぜひインフルエンザの感染も広がらないように願うところでもあります。と言いますのは、そのことにより国保の運営も随分変わってまいります。大流行しますとどうしても国保会計が厳しくなってくるという面もございますので、ぜひそういったことはできるだけ抑えていくということで市民の皆様のご協力をいただきたいと思います。おる次第であります。

本日は間もなく開会いたします市議会に上程をします令和 2 年度国民健康保険事業特別会計予算(案)、国民健康保険税の条例改正、その他、特定健康診査についてやデータヘルス計画の取組状況についての議題になっております。担当のほうからご説明をさせていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。開会に当たりましてわたくしからのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。副市長はこの後、他に公務がございますので、退席をさせていただきます。

本日の運営協議会は、委員 17 名中、16 名の出席を頂いております。運営協議会規則第 4 条により、出席者が過半数を超えておりますので、本協議会が成立したことをご報告いたします。

ここで、本会の議長を会長にお願いしたく存じます。小林会長、議事進行について、よろしく願い致します。

(会 長)

こんにちは。松阪地区医師会の小林でございます。本日は国保運営協議会にたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど山路副市長からもお話しがございましたが、新型コロナウイルス感染ということで、幸い松阪市でまだ発症は出ておりませんが、日本中たくさんの方の発症もございしますが、今のところコントロールできている、どこから発症してだれに感染したかをきちっと把握し水際作戦が功を奏している時期だとそう思っています。世界中がコントロールできるようになるのは、いつになるのかが気になりるところではございますが、しっかりと防疫に努めていかなければと思っております。本日の議題につきまして慎重にご審議よろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員についてですが、森田和男委員と小阪久実子委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の(1)令和2年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題(1)令和2年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について説明いたします。

はじめに、予算編成に当たりまして全体的な状況ですが、世帯数につきましては、前年度から900世帯減の2万2,000世帯を見込んでおります。被保険者数につきましては、前年度から1,800人減の年間平均で3万4,000人を見込んでおります。

それでは、資料1の当初予算比較表によって説明をさせていただきます。

令和2年度の予算につきましては、表の一番下、歳入歳出予算の総額を167億6,319万1千円とし、前年度対比で、3億8,302万8千円、2.2%の減と見込んでおります。減額の主な要因といたしましては、人口の減少や社会保険の適用拡大による社会保険加入者の増加、また、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行の増加により、被保険者数が大きく減少すると見込んだものです。

では、順次表に沿って主なものを説明させていただきます。まず、左側の歳入ですが、1の国民健康保険税30億2,235万4千円は、被保険者数の減少と被保険者一人当たりの所得が減少傾向にある状況などから、前年度対比で、1億6,257万6千円の減額を見込んでおります。

資料にはありませんが、保険税の収納率につきましては、現年課税分で90.3%を見込んでおります。

次に、3の県支出金119億2,179万7千円は、三重県からの交付金などで、前年度より1億931万1千円の減です。

内訳ですが、特定健康診査等負担金6,041万3千円は、特定健診及び特定保健指導に要する費用の3分の2を県が負担するものです。

次に、保険給付費等交付金118億6,138万4千円のうち、普通交付金116億6,831万4千円は、療養給付費等に要する費用が県から交付されるものです。

対象となるのは、表の右、歳出の科目の2 保険給付費の黄色部分、療養給付費・療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費です。

次に、特別交付金 1 億 9,307 万円は、保険者の取組を支援するため交付される保険者努力支援分、特別の事情に応じて交付される特別調整交付金などです。

次に、5 の繰入金 17 億 6,686 万 1 千円は、前年度対比で、1 億 1,548 万 7 千円の減です。まず、保険基盤安定繰入金保険料軽減分 5 億 5,382 万 4 千円、及び保険者支援分 3 億 1,155 万 2 千円は、国保被保険者の保険税軽減分等を繰入れるものです。

次に、出産育児一時金等繰入金 4,032 万円は、出産件数を 144 件と見込み、その一時金の3分の2を繰入れるものです。

次に、財政安定化支援繰入金 2 億 4,400 万円は、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化等に資するために繰入れるものです。

次に、その他繰入金 1 億 3,794 万 4 千円は、国保システム委託料に要する経費などの一般管理経費等 1 億 3,434 万 4 千円、及び健康フェスティバル補助金等 360 万円です。

次に、支払準備基金繰入金 2 億 6,178 万 9 千円は、基金からの繰入金で、保険税率を据え置いたままで、給付等に必要なる財源を確保するために繰入れるものです。

続きまして歳出ですが、表の右側をご覧くださいと思います。まず、1 の総務費 3 億 5,177 万 6 千円は、職員人件費、保険税の納税通知書、国保システム委託料、システム修繕委託料及び共同電算処理手数料などの一般事務経費です。

次に、2 の保険給付費 117 億 7,730 万 1 千円は、前年度対比で、1 億 3,815 万 7 千円の減、率にして1.2%の減となっております。内訳としまして、療養給付費の一般分、退職分の計 100 億 5,779 万 7 千円は、前年度より 1 億 3,743 万 3 千円の減で、被保険者の療養の給付として、病院等へ 7 割相当額を支払う費用です。

次に、療養費の一般分、退職分の計 6,882 万 8 千円は、前年度より 168 万 3 千円の減で、被保険者に療養費として、コルセットや装具等にかかった費用の 7 割相当額を現金支給するための費用です。

次に、高額療養費の一般分、退職分の計 15 億 4,001 万 9 千円は、前年度より 59 万 1 千円の増で、被保険者の高額療養費の自己負担に対する償還払い及び「限度額適用認定証」の提示による高額療養費の現物給付の費用です。

次に、出産育児諸費 6,051 万 6 千円は、前年度と同額で、件数を 144 件と見込んでおります。

次に、葬祭費 1,260 万円は、同じく前年度と同額で 252 件と見込んでおります。

次に、3 の国民健康保険事業費納付金 44 億 2,525 万 3 千円は、前年度より 2 億 5,612 万 9 千円の減となっております。納付金は、県が県全体の医療費を、

厚生労働省から示された医療費や被保険者数の推計などを勘案して見込み、それを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準に応じて市町ごとの納付金を算定するもので、県では令和2年度の県全体の保険給付費を1.51%の増加と見込んでいますが、国からの前期高齢者交付金の増や、国と県が行う国保制度改正を原因とした負担増に対する補てんなどにより、各市町が負担する納付金を県全体で5.48%の減としています。

次に、5の保健事業費1億7,343万円は、前年度より289万9千円の増です。主な内訳ですが、被保険者の健康の保持増進に関する指導事業に要する費用である保健衛生普及費1,748万1千円、特定健診・特定保健指導に伴う費用である特定健康診査等事業費1億5,229万1千円などです。

次に、7の諸支出金1,971万1千円の主なものは、国保税の過年度分過誤納還付金の費用です。

令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）に係る説明は以上です。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問はないようです。

それでは、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について、ご承認していただける方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。挙手全員により、議題（1）令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）は承認されました。

次に、議題（2）国民健康保険税条例改正について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題（2）の国民健康保険税条例改正について、説明いたします。

資料2をお願いします。まず、1番の課税限度額の引き上げですが、先に2ページ目をお願いします。医療保険制度において保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保するという観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けることとなっております。

また、課税限度額について、国は負担の公平性を図る観点から、社会保障改革プログラム法において規定している被用者保険とのバランスを踏まえ、課税限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げられております。

そのような中、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月31日に公布、同年4月1日より施行され、基礎課税額（医療分）の課税限度額が3万円引き上げられました。

『課税限度額の引き上げ』につきましては、中間所得者世帯に配慮した保険税率を維持しつつ、増加の一途を辿る医療給付費の財源を確保するため、高所

得者世帯に、より多く保険税を負担していただくためのものでありますが、高所得の納税者の立場から見れば不利益なものであることから、例年、専決による条例改正をせず、翌年度以降に議会の承認をいただいて条例改正を行っております。これを踏まえて、1ページ目へお戻りいただきまして、下段の表にありますように、国の令和元年度の基準に合わせて、基礎課税分（医療給付費分）を3万円引き上げて61万円とし、課税限度額合計を96万円とする条例改正をこの2月議会定例会に上程したいと考えております。

続きまして、3ページ目をお願いします。2番の低所得者世帯に係る軽減判定所得の引き上げの専決処分ですが、昨年令和元年末の税制改正大綱で、国保税の5割・2割軽減の判定所得が引き上げられることになりました。

下段の表の平成30年度と令和元年度を比較してご覧いただきたいのですが、5割軽減の基準額が27万5千円から28万円に5千円の引き上げ、2割軽減の基準額が50万円から51万円に1万円の引き上げとなります。

これらを盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律の公布が本年3月末と見込まれ、条例改正の上程が市議会の2月定例会には間に合わないことから、条例改正を専決処分させていただき、直近の議会令和2年6月で専決処分の承認をいただきたいと考えております。先程説明しました、課税限度額の引き上げにつきましては、一部市民に不利益になることから議会承認を得ていますが、軽減判定所得の引き上げにつきましては、市民に有益なものであることから、翌年度に送ることはせず、国の公布と同時に行うという考えで専決処分を行っております。

以上、国民健康保険税条例改正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問はないようです。

それでは、議題(2)国民健康保険税条例改正について、ご承認していただける方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。挙手全員により、議題(2)国民健康保険税条例改正は承認されました。

次に、議題(3)特定健康診査について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題(3)特定健診・特定保健指導について説明いたします。

それでは、まず令和元年度経過報告ですが、資料3-1 令和元年度特定健康診査受診結果速報令和2年2月6日をお願いします。特定健診は、今年度も7月から11月まで、松阪地区医師会をはじめとする医療機関等関係者の皆様のご協力により、実施してまいりました。また、集団健診につきましては、期間を2ヶ月延長し、12月・1月も実施しております。現在、まだ12月・1月の延長分の受診者数が出ておりませんので、11月までの数字での計算となりますが、受診

率は 38.7%と昨年度を 1.8 ポイント上回る結果となっています。

最初の表とグラフは、月別受診者数です。表一番右の合計欄、令和元年度受診者数は、10,528 人で、前年度対比で 79 人の増となっております。令和元年度の特定健診対象者数は、表の右下「R01 受診券」の 2 万 7,189 人で、平成 30 年度に比べ 1,134 人減少しております。人口の減少や社会保険の適用拡大により、国保被保険者全体が減少しているため、健診対象者も同様に減少していますが、今年度は受診者が若干ですが増加となりました。

月別にみますと、10 月・11 月で受診者数が大きく伸びています。グラフでおわかりのように、平成 27 年度から取り組んでいるカテキン緑茶提供による早期受診を促す取り組みが定着してきた効果で 7 月の受診者が多くなっております。

中段以下は、年代別の受診者数と受診率ですが、グラフからも明らかなように 40 歳代、50 歳代の受診率は、依然として低迷している状況です。

2 ページをお願いします。男女別・年代別受診者数では、全ての年代で女性が男性より多く受診しており、特に 60 歳代・70 歳代の女性の健診意識の高さが伺えます。中段以下の、男女別・受診月別受診者数では、おおむね各月とも女性 6 割、男性 4 割の受診状況です。

3 ページをお願いします。管内別受診者数、受診率ですが、今年度は本庁・三雲・飯南・飯高で受診率が上昇し、嬉野のみ受診率が下降しました。

続きまして、令和元年度実施計画につきましては、資料 3-2 をご覧ください。本年度に実施した特定健診等啓発の取り組みを掲載しております。主なものとしまして、8 番で、協賛事業者様からのご厚意を賜り、7 月中受診の早期受診者に対して、カテキン緑茶の進呈や、スポーツクラブ等の施設無料体験を行いました。9 番から 14 番では、タウン情報誌や市役所内モニター広告、懸垂幕、松阪市行政チャンネル文字放送、鈴の音バスコミュニティボードなどへの掲示、ショッピングセンターマームでの街頭啓発などを行いました。19 番、未受診者への勧奨では、10 月に 22,537 人の未受診者に対して受診勧奨ハガキを送付、20 番では、国保連合会設置の特定健診受診勧奨コールセンターを活用して、10 月に 41 歳から 55 歳の未受診者 970 人に電話勧奨を行い、未受診者に直接働きかけることで効果を上げよう取り組みました。21 番では、集団健診の期間を 2 か月延長し、あわせて 12 月に受診率が低い年代の中で、40 歳、50 歳、59 歳の方に絞り込んで、未受診者 819 人に受診勧奨通知の発送も行いました。

これらの様々な啓発活動の結果と、今年度から健診にかかる自己負担を全て無料としたことにより、今年度は受診率の向上を見ることができました。今後も引き続き、健診啓発はもとより、健診受診に対する意識向上に努めてまいりたいと思います。

以上が現在までの経過及び取り組み状況ですが、令和元年度の実績につきましては、次回の運営協議会で報告させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

(会 長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問はないようです。議題（3）特定健康診査につきましては、これで終了とさせていただきます。

次に、議題（4）データヘルス計画の取組状況について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議題（4）データヘルス計画の取組状況について説明いたします。

データヘルス計画は、平成30年3月に策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の抑制に効果があると思われる9項目の事業につき取り組むものです。

令和元年度の取り組み状況ですが、資料4をお願いします。なお、資料内の数値的なものは、現時点で実績が出ているものについて挙げていますので、例えば受診率等まだ実績が確定していない部分については、次回改めて報告させていただきます。

それでは、まず1ページの1番、特定健康診査未受診者対策事業につきましては、先程議題（3）で報告した部分と重複しますので、説明を省略させていただきます。

次に、2ページの2番、特定保健指導事業ですが、特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病のリスクの高い方を抽出し、保健師が電話や面接による生活習慣病予防の指導を行うほか、健康講座や医師講演会等の講座行うものです。

また、特定健診受診当日に初回面接を行うことにより、健康意識が高まっているときに受診者に働きかけることができ、受診者にとっても利便性がよいため、特定健診当日に全ての検査結果が判明しない場合において初回面接を分割して実施しています。健康講座は、運動編を6回、食事編を5回、医師講演会は2月と3月の2回を予定しています。初回面接の分割実施は、10人に対して実施しました。

次に、4ページの3番、がん予防の普及・啓発事業は、がんの早期発見、早期治療に向け、がんの病態や予防について啓発し、がん検診の受診率向上に向け取り組みを推進するものです。受診率向上への主な取り組みとしましては、集団検診のインターネット予約受付、休日検診や託児付き検診を行うことで女性が受けやすい体制の整備、未受診者への受診勧奨通知の送付、「松阪市健康マイレージ」事業の実施、各住民協議会へ出前講座や「健康づくりお誘い隊」養成講座の実施などを行い、10月のピンクリボン月間には、啓発イベントや日曜検診を実施しました。

次に、6ページの4番、糖尿病性腎症重症化予防事業ですが、特定健康診査の結果及びレセプトから、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対し、かかりつけ医等関係機関と連携を図り、受診勧奨や保健指導を実施することにより、糖尿病への進展及び糖尿病管理の徹底を行い、合併症である腎不全、人工透析への移行を防止、又は遅らせることを目的に実施するも

のです。令和元年度の実績ですが、治療中断・未治療者 161 名、及び健診未受診者 24 名の計 185 名に受診勧奨通知を発送、またそのうち 9 月 18 日時点で受診のない方 72 名について、電話勧奨を実施しました。

次に 7 ページの 5 番、COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業ですが、これは、広く市民へ COPD 予防の重要性について啓発し、認知度を高め、予防するためのアプローチを行うものです。12 月までの状況で、各住民協議会等での健康講座を 3 回開催し、130 名の参加をいただいております。内容としましては、COPD に関する啓発、チェックリストや呼吸機能検査での COPD 予備群の早期発見、松阪市民病院 呼吸器センター長 畑地先生による講演などを実施しました。

次に、8 ページの 6 番、医療費通知事業ですが、この事業は、被保険者に医療費額を通知することで、医療費及び健康に対する認識を深めていただくものです。今年度は、年間の診療分について 3 回に分けて通知する予定で、7 月に 2 万 219 世帯、11 月に 1 万 9,775 世帯に通知し、3 回目は、3 月に実施する予定です。

次に、7 番のジェネリック医薬品普及促進事業ですが、ジェネリック医薬品は先発品と同等の効果を持ち、かつ、安価なものであり、患者負担の軽減や医療費抑制の助けとなるため、使用を促進するものです。取り組みとしましては、ジェネリック医薬品を使用した場合に軽減できる自己負担額の差額通知を、年に 2 回送付する予定を立て、1 回目は、8 月に 1,205 人に通知しました。2 回目は、今月通知する予定です。

また、10 月の保険証更新時には、ジェネリック医薬品希望カードと啓発パンフレットを配布、70 歳到達時の高齢者受給者証の通知の際にもジェネリック医薬品の利用啓発を行いました。

次に 9 ページの 8 番、重複・頻回受診者の適正受診指導ですが、これは、レセプトデータから、重複や頻回受診者を抽出・選定して指導を実施することにより、健康の保持と医療費の適正化を図るものです。※印にありますとおり、現状では、手作業でレセプト内容のチェックをしたうえで、対象者の抽出・選定作業を行っている段階であり、今年度は指導の実施には至っていない状況です。

9 番の健康づくりイベントでの啓発につきましては、歯科医師会様の主催により 6 月に行われた「歯と口腔の健康まつり 2019」と、医師会様の主催により 9 月に行われた「健康フェスティバル 2019」に参画、補助させていただき中で、市民への健康づくりの啓発をさせていただきました。イベント参加者は、それぞれ 1,850 人と 3,500 人です。

以上が現在までの取り組み状況となります。説明を終わります。

(会 長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問はないようです。議題(4)データヘルス計画の取組状況につきましては、これで終了とさせていただきます。

最後に、議題の(5)その他ですが何かございますか。

ご意見、ご質問はないようです。議題（5）その他につきましては、これで終了とさせていただきます。

以上をもちまして、全ての議題が終了しましたのでこれにて閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

令和2年2月13日
午後2時05分閉会